

大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する
不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査の開始

令和8年6月23日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の現状

課税状況

- 大韓民国（以下「韓国」という）産及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産水酸化カリウムに対して本年8月までを課税期間として**不当廉売関税を課税中**

	供給国	課税期間	不当廉売関税率
当初	韓国 中国	平成28年8月9日～令和3年8月8日	韓国：49.50% 中国：73.70%
延長		令和3年8月13日～令和8年8月12日	

貨物の概要

- 名称：水酸化カリウム（別名：苛性カリウム）
- 輸入統計品目番号：2815.20-000（WTO協定：3.9%、RCEP：1.8%）
- 外観：無色の液体品又は白色片状の固形品
- 主な用途：炭酸カリウム等のカリ塩類の原料、化学肥料の原料、液体石鹼や洗剤の原料等

(外観)



固形品



液体

(用途)



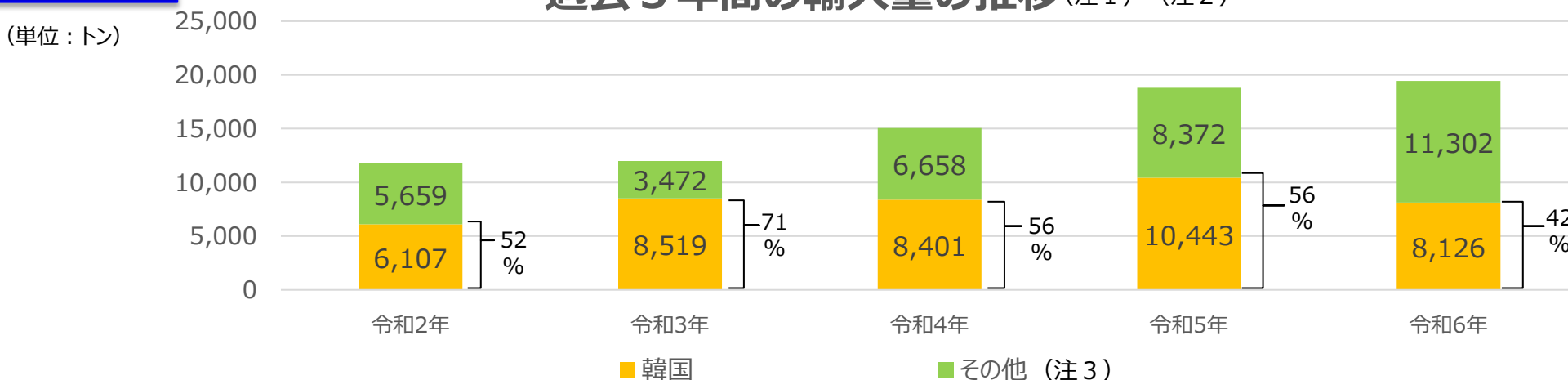
液体石鹼（右）

※写真は本邦産のもの

（出典：申請者提供資料）

輸入状況

過去5年間の輸入量の推移（注1）（注2）



（注1）平成28年から不当廉売関税を課税中

（注2）中国からの輸入は、直近5年間では僅少

（注3）その他の輸出国は米国、台湾、スウェーデン等

（出典：財務省貿易統計）

調査開始の概要

● 令和7年8月8日、カリ電解工業会（注1）が韓国産及び中国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長（注2）（注3）を申請。

（注1） 本邦において水酸化カリウムの生産を行う企業が加盟する業界団体であり、加盟企業の水酸化カリウムの生産量の合計は、本邦生産量の100%を占める。

（注2） 本邦産業の利害関係者は、課税期間満了の1年前までに延長申請が可能（関税定率法第8条第26項）。

（注3） 関税定率法第8条第27項に基づく課税期間の延長に関する申請であり、同条第22項の税率の変更に関するものではない。

申請書の概要

不当廉売がされた貨物の輸入が不当廉売関税の課税期間の満了後に継続するおそれ

（関税定率法第8条第27項）

- 韓国の本邦向けの輸出価格及び中国の第三国向けの輸出価格は、正常価格より低い。
- 韓国及び中国の供給者は、余剰生産能力を有しており、地理的に隣接するアジア市場（本邦市場除く。）においてその追加的供給を吸収できる市場は存在しない。

本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

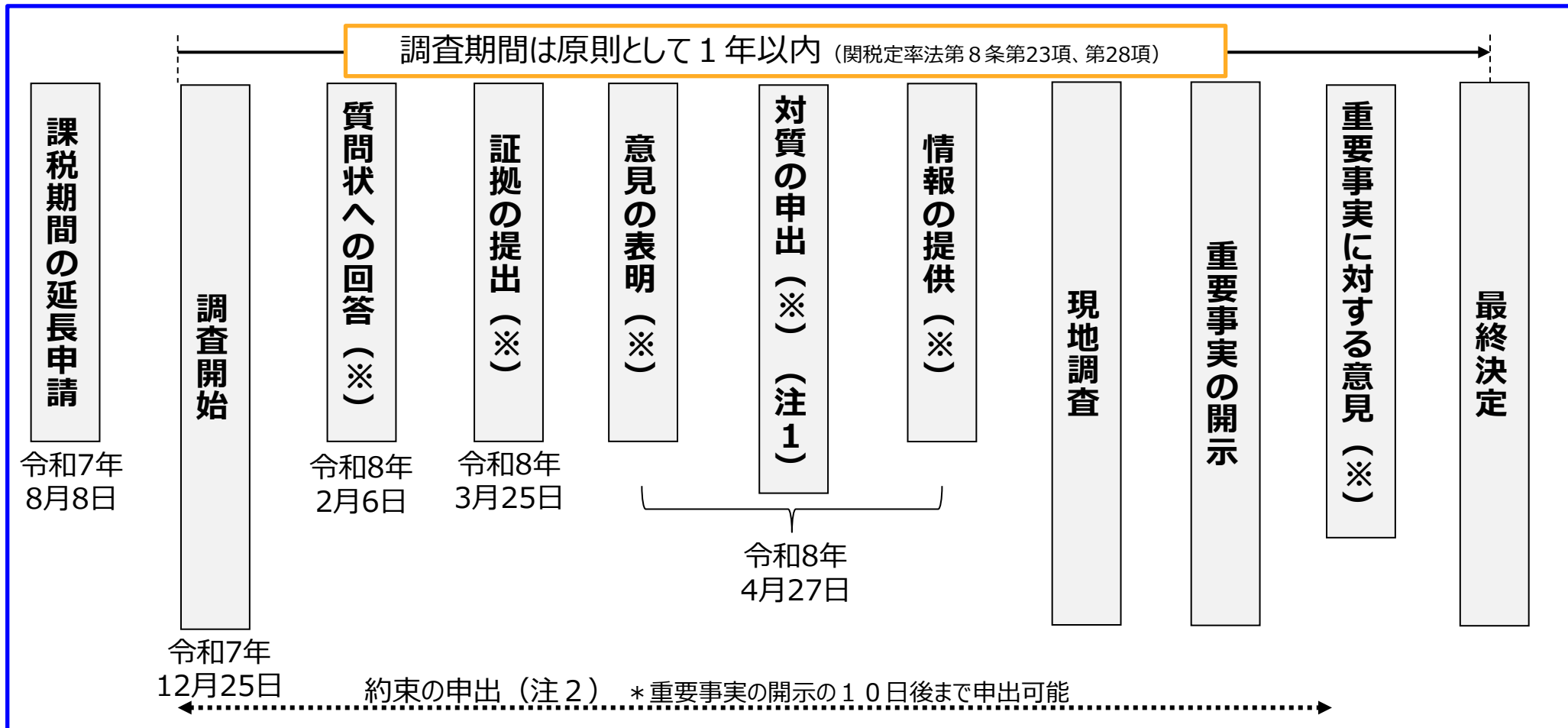
（関税定率法第8条第27項）

- 本邦産業は不当廉売がされた貨物の価格を引き合いに出され、製造原価の上昇分を販売価格に転嫁できず、価格の押し下げ又は価格上昇の妨げを受けている。
- この結果、令和2年と比較すると韓国産水酸化カリウムの輸入量は増加した一方、本邦産業の生産量、販売量は減少し、市場占拠率は低下した。今後も製造原価の上昇分を販売価格に十分転嫁できない状態が継続した場合、現在維持できている営業利益は維持できなくなる可能性が高い。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、令和7年12月25日に調査を開始

調査手続の流れ

(※) 利害関係者、ユーザー及び消費者団体による回答・証拠の提出や意見表明等の手続



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。